



山梨労働局発表
平成27年2月12日

担	山梨労働局労働基準部監督課
	監督課長 上条 訓之
当	監察監督官 太田良雅美
	電話 055-225-2853

高校生を対象にした労働法の講義を行います

～高校生を対象とした出張講義は初めての開催～

これから社会に出て働くこととなる高校生が、労働基準法をはじめとする労働法の理解を深めることは、働くことの意義と役割について考える上で大切なことであり、また、法律の不知によるトラブルの未然防止につながるものと考えられます。

このことを踏まえ、山梨労働局（局長 三浦宏二）では、下記のとおり、山梨県立上野原高等学校の高校3年生（生徒数約150名）を対象に労働法の講義を行います。

山梨労働局では、若者に対する労働知識教育を積極的に展開したいと考えております。学校の皆様の要請がありましたら講師を派遣することとしています。詳細は別添を参照下さい。

1 日時について

平成27年2月19日（木） 11：20～12：20

2 場所について

山梨県立上野原高等学校（所在地：山梨県上野原市八ツ沢555）

3 講師について

山梨労働局労働基準部監督課長（予定）

4 報道機関の皆様へ

報道機関の皆様からの取材をお願いします。

なお、取材が認められる時間的・場所的・人的範囲など詳細については、右上までお問い合わせ下さい。

労働基準関係法令セミナーのご案内

将来を担う若者が安心して働き、その意欲や能力を十分に発揮するためには、社会人生活を迎える入口の段階で労働基準関係法令が定める権利や義務を十分に理解しておくことが重要です。

そこで、若者に対する労働知識教育をさらに積極的に展開したいと考えており、学校等の要請があった場合には、「労働基準関係法令セミナー」を実施することとしております。

セミナーの内容は、労働契約締結前後の期間において知っておくべき知識、さらに社会人になってからの日々の労働時間、賃金、退職・解雇についての基礎知識になります。

様々な規模に対応させていただきますので、積極的にご活用ください。

